

## 概要

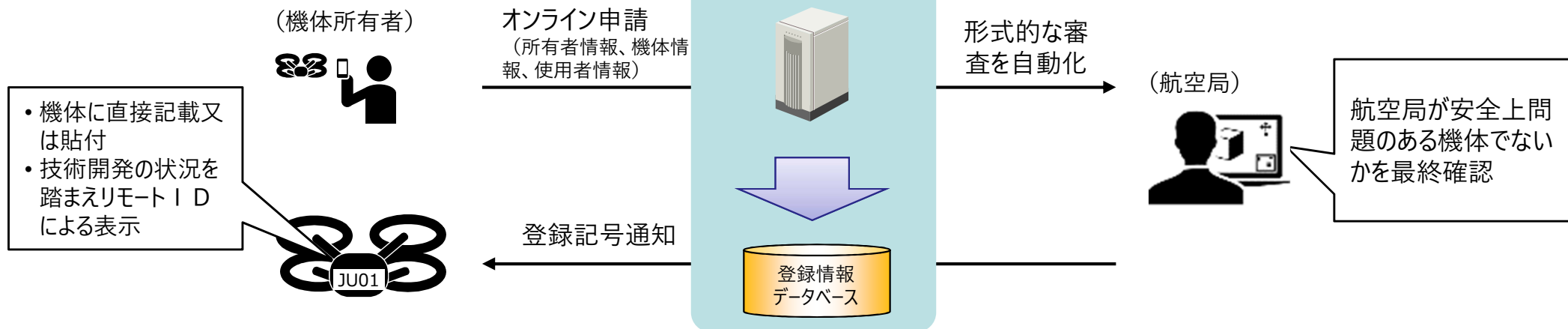
- 航空法違反事案や事故発生時に確実に所有者を把握し、原因究明や安全確保のための措置を講じさせるため、無人航空機の機体の所有者・使用者の登録制度を創設。
- 所有者等の確実な把握を可能とするとともに、安全上問題のある機体の登録を拒否することで、無人航空機の飛行に係る危険の防止、安全の確保を推進。
- 登録制度を運用するシステムとして、令和3年12月からドローン情報基盤システム（登録機能）を運用開始。

## ドローン情報基盤システム（登録機能）の概要

### 飛行前

オンラインでの「登録申請」、「本人確認」、「手数料納付」を実現し、利用者の申請手続の負荷を低減。

### ドローン情報基盤システム



### 24時間・365日

全国のドローンの所有者から24時間365日オンラインで申請を受付

### 本人確認

マイナンバーカード、gBizID、eKYCを利用したオンラインでの本人確認を実施



### 手数料納付

インターネットバンキング・ATM・クレジットカードによる手数料納付の実現



### 利便性の確保

日本語、英語の多言語対応、PC・スマートフォンの利用が可能



## ①ユーザー登録

登録申請を行う所有者が利用規約・飛行のルールを確認の上、アカウントを作成。

## ②新規登録・本人確認方法選択

新規登録時には、「マイナンバーカード」、「gBizID」、「eKYC」、「郵送」の中から本人確認方法を選択。

## ③所有者情報入力

アカウント情報やマイナンバーカード情報が転記されているため、その内容を確認。

## ④機体情報入力

「メーカー機・改造機」又は「自作機・その他」を選択し、必要項目を入力。

## ⑤使用者情報入力

所有者と使用者が同じ場合は、「はい」を選択するのみで申請可能。

手数料納付、内容確認を経て、登録記号発行。

## ⑥登録記号確認

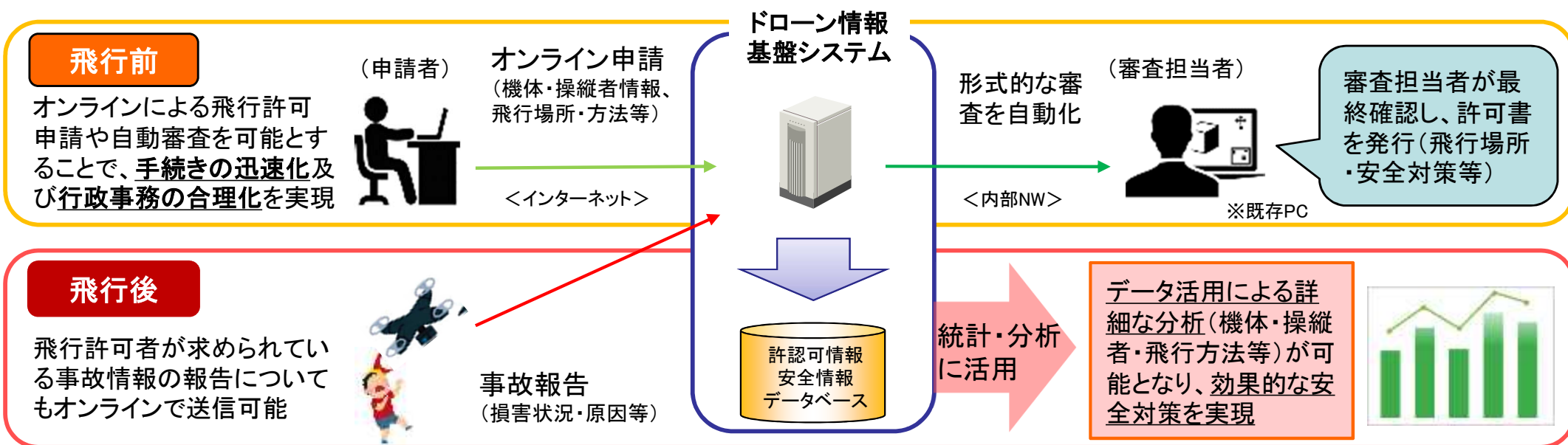
システム内で発行された登録記号を確認。

登録記号	型式名	所有者氏名	住所	電話番号	メールアドレス	有効期限
あ20-86	AB-100	山田 太郎	東京都千代田区霞ヶ関 XXX	05012345678	kasumi@xxx.co.jp	2021/09/01
あ56-78	E20001 Q	山田 太郎	東京都千代田区霞ヶ関 XXX	05012345678	kasumi@xxx.co.jp	2021/09/01
あ12-34	AB-100	山田 太郎	東京都目黒区豊洲 XXX	05011112222	toyosu@xxx.co.jp	2021/09/01

## 概要

- 平成27年12月から開始された航空法に基づく無人航空機の飛行に関する許認可は、制度開始当初から飛躍的に増加し、令和3年現在では月に6000件を超える申請状況。
- 当該許認可をオンラインで電子的に処理することで、手続の迅速化及び行政事務の合理化を実現するためのシステムとして、「ドローン情報基盤システム」を平成30年度から運用開始している。

## ドローン情報基盤システム（飛行許可承認申請機能）の概要



### 24時間、365日手続可能

インターネットを使った方法なので、いつでもどこからでも手続ができます。

### 初めての方でも簡単

質問形式で申請を進めるので、初めての方も安心して利用できます。

### 更新手続も更に便利

更新する場合には、過去の申請履歴情報が自動的に申請書に反映

### 紙書類は必要なし

手続は全て電子提出可能。許可証返信用封筒の提出不要！

## ①ユーザー登録



### 【DIPS（申請者情報管理機能）】

- 申請者の基本情報を登録

## ②機体・操縦者登録



（機体登録）

（操縦者登録）

### 【DIPS（機体情報管理機能／操縦者情報管理機能）】

- 申請者毎に基本情報として機体及び操縦者の情報を登録

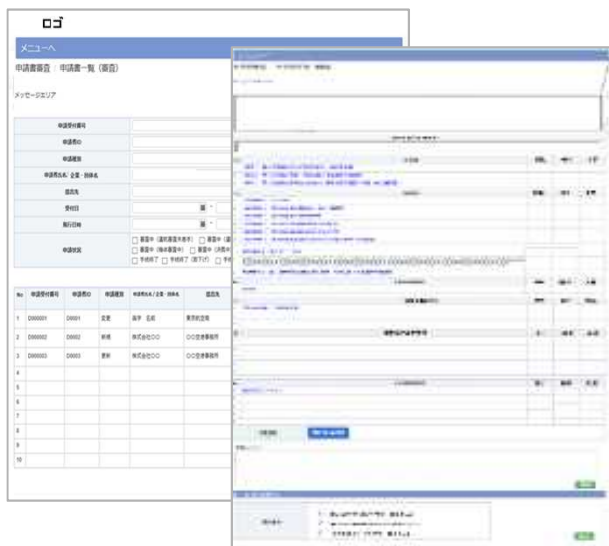
## ③申請情報入力及び申請



### 【DIPS（申請書情報管理機能）】

- 10の質問に沿って申請内容を入力した後、機体及び操縦者について事前登録した情報から選択することで申請書を作成。
- 申請内容の入力時のチェック機能として、単独項目のチェック（必須、文字種別、桁数等）の他、項目間の相関チェック（※）等を実施する事で、不備のある申請を受付前に排除する。  
※相関チェック等の例  
申請理由が「150m以上」や「空港周辺」の場合は、「海拔高度」や「関係機関との調整結果」の入力が必須となる
- 入力項目を可能な限り選択式とすることにより、申請内容の定型化（自由記述の削減）し、審査業務を効率化。

## ④審査・許可



### 【DIPS（申請書審査機能）】




- 申請内容は既存の様式イメージで表示。
- DIPSによる自動審査結果を基に、審査担当職員が技術的に審査すべき箇所やポイントを表示。
- 変更申請の場合には、変更箇所を表示。
- 必要に応じ補正指示が可能。
- 許可情報の登録及び通知。



# ドローン情報基盤システム（飛行情報共有機能）概要

- 無人航空機の利活用拡大に伴う更なる安全確保のため、**航空機・無人航空機や無人航空機同士の飛行情報の共有を行うオンラインサービス**（「ドローン情報基盤システム（飛行情報共有機能）」、以下、「**飛行情報共有システム**」）の運用を開始。
- 令和元年7月26日に航空法に基づく**無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領を改正**し、今後、新たに許可・承認を受け、飛行を行う場合は、以下の対応が必要となったところ。
  - ・飛行の都度、飛行前に「飛行情報共有システム」を利用して飛行経路に係る他の無人航空機の飛行予定の情報等を確認。
  - ・当該システムへ飛行予定の情報を入力。

## ● オンラインサービスでできること


<p><b>無人航空機の運航者</b></p> 	<p>飛行計画情報を入力 <b>飛行の日時・経路・高度</b>等</p>	<p>&lt;できること&gt; ・同じ空域を飛行予定の航空機・無人航空機の飛行情報 ・規制空域の確認</p>
<p><b>航空機の運航者</b></p> 	<p>無人航空機と同じ空域を飛行する航空機の<b>位置情報</b>や<b>離発着場所</b>等を提供</p>	<p>&lt;できること&gt; ・無人航空機の運航者への注意喚起 ・周囲の無人航空機の飛行情報の確認</p>
<p><b>地方自治体</b></p> 	<p>各自治体で独自に<b>条例</b>で定めている<b>飛行禁止エリア</b>を入力</p>	<p>&lt;できること&gt; ・無人航空機の運航者への注意喚起 ・無人航空機の飛行情報の確認</p>



## 活用イメージ

まずは専用HPにアクセス・IDを取得  
<https://www.fiss.mlit.go.jp/>


タブレット・スマホでどこでもご利用できます！



メールアドレスとパスワードを入力し、本人確認

メールのURLをクリックするだけで登録完了！

飛行を予定している場所付近にフォーカスし、**他の無人航空機の飛行計画情報を確認**



- ・飛行エリア
- ・飛行日時
- ・緯度、経度
- ・高度

①付近の飛行禁止エリアを確認

②「円」「経路(線)」「多角形」から図形を選択し、描画。

③高度、日時、機体等の飛行計画情報入力

- お問い合わせは、システムのトップページに記載されている「**無人航空機ヘルプデスク**」までご連絡ください。
- ご利用に際しては、オンラインサービスのトップページから「**ご利用案内**」を確認してください。